

ID: 1837

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第87条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和) 第87条の2 第3条第2項の規定により第27条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合(第86条の8第1項に規定する場合に該当する場合を除く。)において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける第3条第2項及び前条第3項の規定の適用については、第3条第2項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第87条の2第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第3項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第1項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。 (1) 一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。 (2) 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。 (3) 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。 2 第86条の8第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日